



令和7年度脱炭素ビルリノベ
先進モデル導入

2次公募用

令和7年度

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
(業務用建築物の脱炭素改修先進モデル導入事業)

公募要領

2025年10月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という)」、及びSIIが定める「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(業務用建築物の脱炭素改修加速化事業)交付規程(以下「交付規程」という。))をよくご理解のうえ、また以下の点についても十分にご認識いただいたうえで補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解したうえで本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)
※処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係わる資料(申請書類、SII発行文書、経理に係わる帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)

1 事業概要

1. 補助金名		7
2. 事業の目的		7
3. 予算額		7
4. 事業スキーム		7
5. 補助対象事業		8
(1) 環境性能に関する要件		8
(2) 外皮の高断熱化及び高効率設備の導入について		8
(3) 先進的な技術・建材等の導入について		8
(4) エネルギー利用に関する要件		9
(5) 環境性能の表示に関する要件について		9
(6) その他の要件等		10
6. 補助対象事業者		11
7. 補助対象設備		13
8. 補助率		15
9. 申請単位及び補助金限度額		15
10. 申請者の区分と申請方法		16
11. ZEBプランナーについて		17
12. 補助事業に係わるデータの取り扱い		17
13. 公募期間		17
14. 事業期間		17

別表1 補助対象建築物		18
別表2 補助対象設備の基準表		20

2 交付申請～採択

1. 事業全体スケジュール		33
2. 事業の公募		34
3. 交付申請		34
4. 交付申請時におけるエネルギー計算の流れ		35
5. 提出書類一覧		36
6. 書類の提出方法と締切日		37
7. 交付決定前の変更等		37
8. 審査		37

3

事業の実施

1.	補助事業の開始		41
2.	中間報告		41
3.	補助事業の計画変更		41
4.	BELS等の第三者認証取得		41
5.	ZEBリーディング・オーナー登録		42
6.	補助事業の完了		42
7.	完了実績報告及び確定検査(書類審査・現地調査)		42
8.	額の確定及び補助金の支払い		43
9.	取得財産の管理等		43
10.	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等		43
11.	事業報告書の提出		43
12.	補助対象建築物のZEB基準の水準の省エネ性能に資する設計情報 ならびに情報開示		44

4

個人情報の取得と利用について

個人情報の取得と利用について		47
----------------	-------	----

1. 事業概要

1 事業概要

1. 補助金名

令和7年度 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
(業務用建築物の脱炭素改修先進モデル導入事業)

2. 事業の目的

我が国は2020年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。また、2021年5月には地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律が成立し、2050年までのカーボンニュートラルの実現が基本理念として規定された。カーボンニュートラルを実現するためには、業務部門(事務所ビル、商業施設等の建物)のCO₂削減が重要である。業務部門からのCO₂排出量は、2019年度時点で我が国全体の約2割を占めている。また、1990年度以降の経済成長(実質GDPが28%増加)に対して、産業部門からのCO₂排出量は24%減少したにもかかわらず、業務部門からのCO₂排出量は48%増と大幅に増加している。このように、業務部門は他部門に比べ増加が顕著であることから、徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用によるCO₂削減が我が国にとって喫緊の課題となっている。

本事業では既存の業務用建築物の先進的な脱炭素改修を促進するため、脱炭素改修の実施に併せて、CO₂排出量削減効果の高い先進的な技術・建材等や建築物のライフサイクル全体でのCO₂排出量の低減に資する技術・建材等(以下、「先進的な技術・建材等」という)を取り入れたモデル実証を実施する取組に対して支援を行い、技術面・調達面等も考慮した社会実装モデルの創出に貢献することを目的とする。

3. 予算額

事業予算額は以下のとおり。

約9億円

※ 公募における交付申請額の合計額が予算額を超える場合には、総合評価の結果、不採択となることがある。

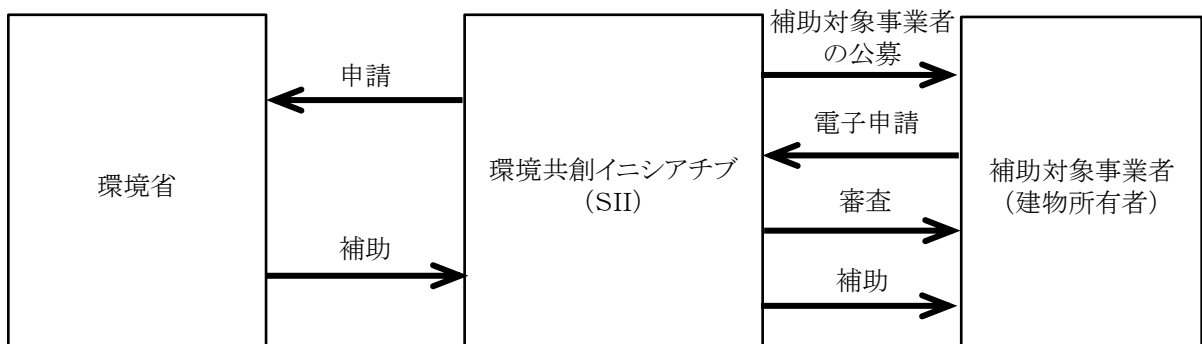
※ 本事業は年間を通じて公募を行うものではないため、定められた公募期間中に必ず申請すること。

※ 本事業は単年度予算であり、複数年度にわたる事業は補助の対象とはならない。

複数年にわたる事業計画の場合は、令和6年度補正予算「業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(以下、「R6補正 脱炭素ビルリノベ事業」という)」との併用を検討すること。

4. 事業スキーム

本事業の運営は、以下のスキームによる。



1 事業概要

5. 補助対象事業

国内の既存の業務用建築物において、ZEB基準の水準の達成に必要な断熱窓・断熱材や高効率設備及び先進的な技術・建材等を導入し、改修後に以下の要件を全て満たす事業を対象とする。なお、法令又は予算制度等に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。

(1) 環境性能に関する要件

① 建築物の外皮性能について

改修後の外皮性能BPIが1.0以下になる事業であること。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)におけるPAL*(外皮基準の指標)により算出されたBPIが1.0以下であること及び、それを証するに必要な資料を添付すること。

② 一次エネルギー消費量について

改修後の一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%以上削減される事業であること。

ホテル等・病院等・百貨店等・飲食店等・集会所等は30%、事務所等・学校等は40%以上削減されること。

建築物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム(以下「WEBプログラム」という。)を使用して算出すること。

ただし、以下a、bのいずれかに該当する場合は本事業の対象外となる。

- a. 省エネ適合性判定の義務化開始(2017年4月1日)以降に建てられた建築物で、省エネ判定通知書等によりすでに一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%以上削減されていることがわかる場合。
- b. 改修前にすでに『ZEB』、「Nearly ZEB」、「ZEB Ready」又は「ZEB Oriented」のBELS認証を取得している建築物。(本事業の効果により、ZEBのランクを上げる場合はその限りではない。)

(2) 外皮の高断熱化及び高効率設備の導入について

- ・ 外皮性能の向上については、「断熱窓」、「断熱材」のいずれかを導入すること。
ただし、「現状の建築物のBPIが1.0以下である」又は、「補助対象外の設備でBPIを低減」する場合、「断熱窓」、「断熱材」の導入は必須としない。
 - ・ 一次エネルギー消費量の削減については、「高効率空調」、「制御機能付きLED照明器具」、「業務用給湯器」のいずれかを導入すること。
- ※「高効率空調」、「制御機能付きLED照明器具」、「業務用給湯器」以外の設備を更新する場合、該当設備については補助対象とはならないが、一次エネルギー消費量の削減効果に含んで申請することも認める。

(3) 先進的な技術・建材等の導入について

脱炭素改修の実施に併せて、以下A又はBの中から技術・建材等を1つ以上導入すること。(⇒詳細は26ページ「別表2 補助対象設備の基準表」参照)

- A) CO₂排出量削減効果の高い先進的な技術・建材等
 - ・ WEBプログラム未評価技術(既存15項目に加えて追加8項目)
 - ・ その他CO₂排出量の低減に資する技術・建材等
- B) 建築物のライフサイクル全体でのCO₂排出量の低減に資する技術・建材等

1 事業概要

(4) エネルギー利用に関する要件

エネルギー管理システム(以下、「BEMS」という。)を導入し、原則、空調・照明・給湯等の設備区分毎にエネルギーの計測・計量を行い、データを保存・表示・分析評価できること。

ただし、導入するBEMSは以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 補助事業完了後、事業報告時に建物全体のエネルギー使用量(計測・保存データ粒度30分以内を必須とする)と、設備区分毎のエネルギー(電力・ガス・油等)使用量(計測・保存データ粒度は30分以内)を月単位で取りまとめ、年に1度、5年間報告を行うこと。
- ② BELS認証を取得する、あるいは取得する予定の建築物全体のエネルギー管理ができるシステムであること。
- なお、複数用途建築物で申請する場合は用途区分毎に計測すること。

【計測項目の例】

計量区分		機器名称	計測間隔
購入及び 創エネルギー量	電気	受電	30分間以内
	ガス	空調、厨房系統	
	売電	太陽光発電	
	自家消費	太陽光発電	
	自家消費	コージェネレーション	
空調 (電力量、ガス量、熱量、油量)		ビル用マルチエアコン	30分間以内
		吸収冷温水機1, 2	
		コージェネレーション	

(5) 環境性能の表示に関する要件について

建築物の環境性能に関する第三者認証による評価(建築物省エネルギー性能表示制度(BELS))において、省エネルギー性能評価の認証を補助事業開始後速やかに取得し、完了実績報告時に、「省エネルギー性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写しを提出すること。

なお、第三者認証取得にあたっては、第三者認証における申請建物用途と本事業申請における建築用途を合致させ、原則として本事業申請時と同じ計算方法を用いること。

※ 実用途とかけ離れた室用途を選択して計算した場合は、BELSにおける審査結果と本事業計算結果が整合しない可能性があるため留意すること。

第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値より下回った場合は、原則補助金を受給できない。

ただし、計算方法によっては要件を満たす等、個別事業の状況に鑑みてSIIが認める場合はその限りではない。

1 事業概要

(6) その他の要件等

- ① 補助事業に関する情報開示ができること。
ZEB基準の水準の建築物改修促進のために、導入設備や工事内容等（工事手法、コスト）の情報開示ができること。
 - ・ 全景写真(又はパース図等)
 - ・ 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様及び、計算結果（外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位）
 - ・ 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要（用途、既築・新築・増改築、地域区分、構造、階数、建築面積、延べ面積）
 - ・ 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要（省エネルギーシステム概念図、仕様等）
 - ・ 事業完了後の実績一次エネルギー消費量の結果や、BEMSデータ(エネルギー使用量、運用実績等)
- ② 事業完了後5年間のエネルギー使用状況と、設備等の導入効果等について分析、自己評価が可能なエネルギー管理体制とすること。また、それらの結果について、事業報告書及びBEMS計測データ(ローデータ)をSIIが指定する形式で提出できること。(27～30ページ参照)
なお、改修前の直近の年度単位(4月～3月)のエネルギー(電力・ガス・灯油等)の使用量(利用明細)を中間報告までにSIIへ提出すること。
- ③ 旧耐震基準の建築物については、新耐震基準の耐震性を満たすこと。なお、補助対象事業と同時に実施する耐震改修工事において、耐震性を満たすこととなる場合は、対象とする。
- ④ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合は調達先の選定方法如何に関わらず、自社調達によってなされた工事、物品購入等について、原価計算により利益相当分を排除した額(製造原価)を補助対象経費の実績額とする。
- ⑤ 故障した製品に係る改修部分は補助対象外とする。

1 事業概要

6. 補助対象事業者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 日本国内で事業を営んでいるものであり、国内の業務用建築物等に本事業であらかじめ定めた基準を満たす断熱窓・断熱材や高効率設備等を導入する者とする。

(⇒詳細は18～19ページ「別表1 補助対象建築物」参照)

- ② 補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- a. 民間企業
- b. 個人事業主(原則、青色申告者に限る)
- c. 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- d. 地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- e. 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- f. 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- g. 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
- h. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- i. 地方公共団体
- j. その他環境大臣の承認を得てSIIが適当と認める者

※ 所有者に個人が含まれる場合や、法人格のない管理組合が申請する場合は、「j その他環境大臣の承認を得てSIIが適当と認める者」に該当するため、承認を受けずに申請することはできないので、事前にSIIを通じて協議を行う。

※ 「a. 民間企業」のうち地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された、2021年度CO₂排出量が20万t以上の民間企業(以下「多排出企業」という。)については、以下(i)～(iii)のCO₂排出削減のための取組の実施について表明する者に限る。なお、GXリーグに参加する民間企業については、これらの取組を実施するものとみなす。

(i) 国の温室効果ガス排出削減目標達成に貢献するため、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関する排出削減目標を設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

(注)第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

(iii) サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。

- ③ 本事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

- ④ 事業報告時に建物全体及び設備区分毎の1年間分のエネルギー使用量を5年間に渡って報告できる者であること。

1 事業概要

- ⑤ 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間、継続的に使用する者であること。
- ※ 導入する補助対象設備の所有者と建物所有者が異なる場合、導入する補助対象設備の所有者と建物所有者が共に補助対象事業者となり、共同申請を行うことを原則とする。
- ※ 導入する補助対象設備の所有者と建物所有者が異なる場合の申請については、16ページを参照すること。
- ⑥ 環境省から、補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者(注)を相手方とすることはできないので注意すること。
- (注) https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html
- その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は対象外とする。
- ⑦ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ⑧ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な事業者であること。

1 事業概要

7. 補助対象設備

補助対象範囲及び各設備の要件は以下のとおりとする。なお、「断熱窓」、「断熱材」、「高効率空調」、「制御機能付きLED照明器具」、「業務用給湯器」、「BEMS」については、SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び、公表している設備を導入すること。
(⇒詳細は20～31ページ「別表2 補助対象設備の基準表」参照)

区分	項目		補助対象設備とその範囲	要件 (性能要件・制御要件)
設備費	建築外皮		断熱窓、断熱材	別表2に準じる
	空調設備	電気式パッケージエアコン(EHP)	室外機、室内機、リモコン(集中リモコン含む)、パネル、全熱交換器	別表2に準じる
		ガスヒートポンプエアコン(GHP)	室外機、室内機、リモコン(集中リモコン含む)、パネル、全熱交換器	
		チリングユニット	チリングユニット本体(水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン(延長コード等含む)等を含む)、全熱交換器	
		吸収式冷凍機	吸収式冷凍機本体、リモコン、全熱交換器	
		ターボ冷凍機	ターボ冷凍機本体、リモコン、全熱交換器	
		ルームエアコン	室外機、室内機、リモコン	
	照明設備	制御機能付きLED照明器具	LED照明器具本体、それらの制御機器(管球のみは補助対象外)	別表2に準じる
	給湯設備	業務用ヒートポンプ給湯器	ヒートポンプユニット、リモコン、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)	別表2に準じる
		潜熱回収型給湯器	給湯器本体、リモコン、給湯タンク設備(貯湯・給湯・膨張・バッファータンク)	
	先進的な技術・建材等		26ページ「別表2 補助対象設備の基準表」に該当するシステム・機器及び建築材料	申請者の説明に基づき、外部審査委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行う
	BEMS	BEMS本体	中央監視装置(中央監視盤、照明制御盤等)、伝送装置(インターフェース、リモートステーション等)、通信装置(ルータ等)、制御配線、制御機器(センサ、アクチュエータ、コントローラ等)、盤類(自動制御盤)、計測計量装置(熱量計、CT、電力量計、ガスメータ等)と制御配線	27～30ページに記載しているBEMSの要件を満たすこと。

1事業概要

区分	項目	補助対象設備とその範囲	要件 (性能要件・制御要件)
工事費	工事費	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費※、工事者の現場経費※、等	—

※ 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

- 補助対象とならない主な経費(例)
- 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等
(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
 - 給排水衛生関係(水栓金具等)
 - 冷蔵／冷凍設備(ショーケース等)
 - 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策(サーバーのクラウド化等)
 - 家電に類するもの(ルームエアコンを除く)
 - 内装、家具類(カーテン等)
 - 外装仕上げ材、シャッター、雨戸等
 - 再エネによる発電設備
 - 補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外、もしくは按分処理を行う
(SIIに確認すること)
 - 設備に関わる消耗品等
 - 防災設備、防犯設備、昇降機設備(エレベーター、エスカレーター)
 - 運用に係る経費(電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
 - 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
 - 設計費
 - 現場調査費、諸経費、各種申請・届出経費等
 - オプション機器、保証費
 - その他、本事業の実施に必要不可欠と認められない経費等

1 事業概要

8. 補助率

製品区分毎に設備費及び工事費の合計額に対する補助率とする。

製品区分	補助率	算出方法
断熱窓	定率 (1／2)	設備費及び工事費の合計額に対する補助率1／2
断熱材		
高効率空調	定率 (1／3)	設備費及び工事費の合計額に対する補助率1／3
制御機能付き LED照明器具		
業務用給湯器		
BEMS		
先進的な技術・建材等	定率 (2／3)	設備費及び工事費の合計額に対する補助率2／3

【見積り取得に当たっての留意事項】

- 交付申請時に期限等が有効な見積書であること。
- 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。

＜3者見積りの取得について＞

- 原則3者以上による価格競争等を実施した結果による最低価格を上限とする。
- 補助対象経費が最低価格であった販売事業者の見積金額を用いて交付申請を行うが、交付決定を受けた補助対象設備の発注は、競争見積を行った3者であれば、いずれの販売事業者でも可とする。
- 見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること。
- 見積条件を統一していない等、適切に競争されていないと判断した場合、見積書の再提出を求めることがある。
- 交付申請時は1者からの見積りでも認めるが、交付決定後の業者選定時には、必ず競争入札又は3者以上の見積書を徴取し、最適な業者を選択すること。例外的に1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、あらかじめ「理由書」を提出しSIIの承認を受けること。

9. 申請単位及び補助金限度額

原則、建築基準法で定める一の建築物の単位を1事業として申請すること。

補助金額の上限額及び下限額は、以下のとおりとする。

上限額:1事業あたり 3億円

下限額:1事業あたり 2百万円

※ 補助金額の合計が3億円を超える申請であっても、3億円を上限に交付決定を行う。

1事業概要

10. 申請者の区分と申請方法

申請者区分	留意事項
建物所有者等	- 原則、建物と設備の所有者とする。 - 所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とする。 ※ 区分所有建物の場合、SIIへ相談すること。 - 建物所有者と設備所有者が異なる場合は、建物所有者と設備所有者の共同申請とする。
ESCO事業者 (共同申請者)	シェアード・セイビングス契約とし、ESCO事業者を代表として上記建物所有者等との共同申請とする。
リース事業者等 (共同申請者)	- ファイナンスリース契約とし、リース事業者を代表として上記建物所有者等との共同申請とする。 - ESCO事業者がリースを活用する場合は、建物所有者とESCO事業者との3者による共同申請とする。

- ① 共同申請について
- 複数の事業者が共同申請を行う場合は、事業者間の連携を図り補助事業を円滑に推進すること。
 - 申請者の中から当該事業の全体管理者を選定し、事業全体の手続きを取りまとめること。
 - 各製品において所有者が異なる場合や建物所有者等とESCO事業者又はリース事業者等で共同申請する場合は、代表者を明確にすること。
 - 信託物件においては受託者(信託銀行等)、受益者(投資会社等)を含んだ共同申請とすること。
(事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にSIIへ相談すること。)
- ② ESCO、リースの取り扱いについて
- (1) ESCOの取り扱い
- ESCO契約形態
シェアード・セイビングス契約に限る。
 - ESCOサービス料金
ESCOサービス料金から補助金相当分が減額されていること。
 - サービス期間
導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とする。
なお、ESCO事業者が保有する設備を契約終了後に建物所有者等に譲渡する契約も認める。
- (2) リースの取り扱い
- リース料金
リース料金から補助金相当分が減額されていること。
 - リース期間
導入した補助対象設備は、法定耐用年数の間使用することを前提とした契約とする。
 - 処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。
なお、リース事業者が保有する設備を契約終了後に建物所有者等に譲渡する契約も認める。
- (3) 注意事項
- 補助金相当額が減額されていることを証明する書類として、ESCOサービス料金やリース料金計算書の月額料の算定根拠により、補助金相当額から利益を得ていないか証明する。

1 事業概要

11. ZEBプランナーについて

本事業への申請にあたっては、ZEBプランナー等の専門家の関与を推奨する。

12. 補助事業に係わるデータの取り扱い

本事業では、申請情報や補助金交付後の補助対象建築物の運用データを調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表する。

また、ZEB基準の水準の建築物の実現に資する事例の紹介や補助金を受領した事業者からの事業報告も併せて公表する。

本事業の採択事業について得られた情報も、調査・分析の対象となり、その分析結果はZEB基準の水準の実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

13. 公募期間(2次公募)

2025年7月14日(月)～2025年11月7日(金)23:59締切

※ 本事業は年間を通じて公募を行うものではないため、上記の公募期間中に必ず申請すること。

14. 事業期間

① 事業開始日

交付決定日を事業開始日とする。

※ 契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

② 事業完了日

- 導入した補助対象設備を検収のうえ、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とする。

- 補助事業は、原則2026年1月31日(土)までに完了させること。

※ 原則、既存設備は事業完了日までに撤去すること。

別表1 補助対象建築物

本事業の交付要件を満たし、ZEB基準の水準の省エネルギー性能の実現に必要な省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能製品を導入する事業のうち、以下の建物用途の民生建築物を補助対象建築物とする。

1. 補助対象建築物一覧表

建築物省エネ法に基づく建物用途とする。

建築物省エネ法上の基準省令で定められた用途		対象用途の具体例 ※1
事務所等		事務所、官公署
ホテル等		ホテル、旅館
病院等		病院、老人ホーム、福祉ホーム ※2
百貨店等		百貨店、マーケット
学校等		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校 専修学校、各種学校
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店
集会所等	図書館	図書館、博物館
	体育館	体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場 スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場
	映画館	映画館、カラオケボックス

- ※1 その他これらに類する用途に供されるとSIIにおいて判断される建築物。
- ※2 サービス付き高齢者向け住宅等の施設は、建築確認申請の建物用途が非住宅の場合に限り申請可能とする。

2. 補助対象外建築物

以下に示す建築物は補助対象外とする。

① 補助対象建築物一覧表にない建物用途の建築物

用途例	対象用途の具体例
工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場等
住 宅	集合住宅（賃貸、分譲問わず）、寮、戸建住宅、別荘等

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項1号及び4号に該当する建物ならびに「性風俗関連特殊営業」を主に営む建築物

別表1 補助対象建築物

3. 複数の用途を含む建築物の申請について

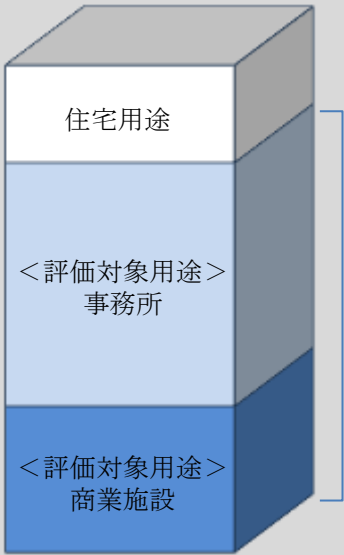
申請対象部分の用途、及び建築物の主たる用途が補助対象建物用途に限り申請対象とする。

(⇒詳細は18ページ「別表1 1.補助対象建築物一覧表」参照)

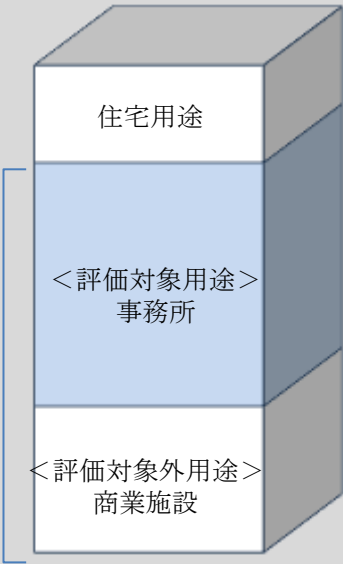
ただし、以下の要件を満たすこと。

- ① 複数の用途を含む建築物を申請する場合は、建物用途毎にBEIを達成すること。
 - ② 複数用途建築物の一部を申請する場合は、建物全体(評価対象外を含む非住宅部分)で20%以上を削減すること。
- ※ 判断がつかない場合は、SIIへ相談すること。

① 建物(非住宅部分)用途毎に評価する場合



② 一部の建物用途を評価する場合



20%以上の
省エネ

別表2 補助対象設備の基準表

1. 建築外皮

＜断熱窓＞

種別	基準値
	熱貫流率 [W/(㎡・K)]
ガラス交換 ※1	Ug1.9 以下 又は Uw3.5 以下
外窓交換(カバー工法) ※2	Ug1.9 以下 又は Uw3.5 以下
外窓交換(はつり工法) ※3	Ug1.9 以下 又は Uw3.5 以下
内窓設置 ※4	Uw1.9 以下

＜備考＞

- ※1 既存窓のガラスのみを取り外し、既存サッシをそのまま利用して、複層ガラス等に交換する工事をいう。
障子(ガラス+フレーム)のみを交換(枠を交換しない、又は新たに設置しない)は、ガラス交換として取り扱う。
- ※2 既存窓の障子を取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事。
- ※3 既存窓の障子及び窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事。
- ※4 既存窓の内側に新たに窓を新設するもの、又は既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換する工事。

＜断熱材＞

種別			基準値
			熱伝導率 [W/(m・K)]
押出法ポリスチレンフォーム断熱材			0.028 以下
グラスウール断熱材			0.039 以下
ロックウール断熱材			0.037 以下
硬質ウレタンフォーム	ボード品	2種 ※2	0.022 以下
		3種 ※3	0.022 以下
	現場吹付品	A種1・2 ※4	0.026 以下
その他断熱材 ※1			断熱性能0.039以下の製品を対象

＜備考＞

- ※1 天井断熱工事に用いる吹込み断熱材においては、熱伝導率が0.052[W/(m・K)]以下の製品も可とする。
- ※2 「2種」とは、JIS A 9521(2017)に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が2種のものをいう。
- ※3 「3種」とは、JIS A 9521(2017)に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が3種のものをいう。
- ※4 「A種1・2」とは、JIS A 9526(2015)に規定する吹付け硬質ウレタンフォームの種類がA種であり、用途が1又は2のものをいう。

別表2 補助対象設備の基準表

2. 高効率空調(1/3)

種別	性能区分		定格冷房能力 (kW)	＜参考＞ 能力クラス	基準値
					APF 2006
電気式 パッケージエアコン (業務用エアコン)	店舗用 (複数組み合わせ 形のもの及び下記 以外のもの)	4方向カセット形	3.6	40形	6.3以上
			4.0	45形	6.2以上
			4.5	50形	6.2以上
			5.0	56形	6.1以上
			5.6	63形	6.1以上
			7.1	80形	6.0以上
			10.0	112形	6.3以上
			12.5	140形	6.0以上
			14.0	160形	5.8以上
		4方向カセット形 以外	20.0	224形	5.4以上
			25.0	280形	5.0以上
			3.6	40形	5.4以上
			4.0	45形	5.2以上
			4.5	50形	5.2以上
			5.0	56形	5.1以上
			5.6	63形	5.1以上
			7.1	80形	5.0以上
			10.0	112形	5.4以上
			12.5	140形	5.0以上
			14.0	160形	4.9以上
			20.0	224形	4.5以上
			25.0	280形	4.2以上
	ビル用 (マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御 するもの) ※「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上 の室内機を接続するものをいう。		8.0	80形	6.0以上
			10.0	100形	6.0以上
			11.2	112形	5.8以上
			14.0	140形	5.5以上
			16.0	160形	5.2以上
			20.0	200形	6.0以上
			22.4	224形	5.8以上
			25.0	250形	5.6以上
			28.0	280形	5.4以上
			30.0	300形	5.2以上
			33.5	335形	5.0以上
			40.0	400形	5.0以上
	設備用 (室内機が床置きでダクト接続形のもの 及びこれに類するもの) ※「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口 にダクトを接続するものをいう。	直吹き形	45.0	450形	4.8以上
			50.0	500形	4.6以上
		ダクト形	50.4	504形	4.5以上
			20.0	224形	5.0以上
			25.0	280形	5.0以上
			20.0	224形	4.8以上
			25.0	280形	4.8以上

- <備考>
1. 寒冷地仕様については、性能区分毎の基準エネルギー消費効率に係数(店舗用・ビル用・設備用:0.9)を乗じた数値を満たしていれば、補助対象とする。

2. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。

3. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。

4. 各性能区分の定格冷房能力において、最小の能力未満の設備については、最小の能力における基準値を満たすこと。最大の能力を超える設備については対象外とする。なお、室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機がそれぞれ基準値を満たしていれば、補助対象とする。

5. 区分間の定格冷房能力を有する設備については、その下の能力における基準値を満たすこと。
(例) ビル用 定格冷房能力18.0kWの設備→16.0kWの基準値(5.2)を満たすこと

その他、詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2015年度以降の各年度のもの【業務用】」に準ずる。

- その他の注意事項
- ・ 水冷式は、トップランナー基準がないため補助対象外とする。

・ 店舗用の床置き形は、「店舗用・4方向カセット形以外」の基準を満たすこと。

・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

別表2 補助対象設備の基準表

2. 高効率空調(2/3)

種別	性能区分	基準値
		APFp
ガスヒートポンプエアコン	冷房能力が7.1kW超 28kW未満	1.19 以上
	冷房能力が28kW以上 35.5kW未満	1.32 以上
	冷房能力が35.5kW以上 45kW未満	1.46 以上
	冷房能力が45kW以上 56kW未満	1.70 以上
	冷房能力が56kW以上 71kW未満	1.80 以上
	冷房能力が71kW以上 85kW未満	1.70 以上
	冷房能力が85kW以上	1.75 以上

- <備考>
1. 期間成績係数<APFp>については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。

2. ハイブリッド空調の室外機マルチ形については、ガスヒートポンプエアコンと電気式パッケージエアコンそれぞれの基準値を満たすこと。

3. ハイブリッド空調の室外機一体形については、ガスヒートポンプエアコンの基準値を満たすこと。

4. GHPチラーとして導入する場合は、定格冷房能力を定格ガス消費量(高位発熱量基準)で除して得た数値が1.0以上のものに限る。

- その他の注意事項
- ・ APFp2015の製品カタログ記載値が基準を満たすこと(GHPチラーを除く)。

・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている製品は補助対象外とする。

種別	性能区分	基準値
チリングユニット	空冷式 ※1	3.0 以上 ※1
	水冷式 ※2	3.8 以上 ※2

- <備考>
- ※1 冷水又は冷温水を供給する空冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が3.0以上のものに限る。

※2 冷水を供給する水冷式のチリングユニット(電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。)のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が3.8以上のものに限る。

- その他の注意事項
- ・ 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

・ 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている製品は補助対象外とする。

別表2 補助対象設備の基準表

2. 高効率空調(3/3)

種別	性能区分	基準値
吸収式冷凍機	吸収冷凍機	1.38以上 ※1
	吸収冷温水機	1.21以上 ※2
	廃熱投入型吸収冷凍機(ジェネリンク)	1.38以上 ※3
	廃熱投入型吸収冷温水機(ジェネリンク)	1.21以上 ※4

- <備考>
- ※1

空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率(JIS B 8622 に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。)が1.38以上のものに限る。
- ※2

空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、冷房時の定格消費熱電効率が1.21以上のものに限る。
- ※3

冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が1.38以上のものに限る。
- ※4

冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、冷房時の定格消費熱電効率が1.21以上のものに限る。
(定格消費熱電効率：JIS B 8622 で成績係数(COP)として記載されているもののことである)

- その他の注意事項
- 製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている製品は補助対象外とする。

種別	基準値
ターボ冷凍機	IPLV 7.0以上 ※1

- <備考>
- ※1

空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、期間成績係数(JIS B 8621 に基づいて算出された数値をいう。)が7.0以上のものに限る。
- その他の注意事項

製品カタログに当該条件での性能値がない場合、当該条件で計算した基準値が記載された仕様書等を添付すること。

冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。
- | 種別 | 基準値(省エネ基準達成率)※1 |
|---------|-----------------|
| ルームエアコン | 104% ※2 |
- <備考>

※1

省エネ基準達成率とはその製品がトップランナー基準値を、どの程度達成しているかを%で示す。

※2

詳細はトップランナー制度「エアコンディショナー 目標年度が2027年度又は2029年度以降の各年度のもの【家庭用】」に準ずる。

■ その他の注意事項

冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外とする。

23

別表2 補助対象設備の基準表

3. 制御機能付きLED照明器具

種別	基準値(照明器具について)	
	光源色	固有エネルギー消費効率(lm/W)
無線式調光制御設備	昼光色・昼白色・白色	100 以上
有線式調光制御設備		
人感・明るさセンサ付調光制御設備	温白色・電球色	50 以上

<備考>

※ 本事業における調光制御設備(無線式、有線式、人感・明るさセンサ付)の定義は以下のとおりとする。

1. 照明器具

照明器具は次による。

- (1)電気用品安全法等の国内法規に準じたもの。
- (2)商用電源により点灯するものに限る。ただしコンセントより給電する照明器具は対象外とする。
- (3)既設照明器具の改造を伴う場合は対象外とする。
- (4)蛍光灯、白熱電球、放電ランプ、電球形LEDランプと互換性を有する口金をもつものは対象外とする。

2. 調光制御設備

原則、同一メーカーの連続調光照明器具と照明制御器の組み合わせとするほか、次による。

2-1. 連続調光器具

調光制御システムと組み合わせる器具は、調光信号により出力を連続的に制御し、調光下限値を35%以下としたものとする。

2-2. 照明制御器

- (1)照明制御器は、センサ、照明制御部等で構成し、センサからの情報及びあらかじめ設定された条件から照明器具の光出力又は点滅を制御できるものとする。
- (2)調光信号を送出し、25台以上の照明器具を制御できるものとする。

2-3. 無線式

無線通信機器付照明器具と無線通信機能付照明制御機器の組合せにより制御するシステムとする。

2-4. 有線式

専用の調光信号線により、連続調光器具と照明制御器を接続し制御するシステムとする。

3. センサ

照明制御器のセンサ及びセンサ付き器具のセンサは、次による。

3-1. 明るさセンサ

明るさセンサが感知した光量に応じて調光できるものとする。

3-2. 人感センサ

- (1)人感センサは、センサから直線距離2.5m以上検知できるものとする。
- (2)消灯と減光は切り換えられるものとし、減光時の光束は感知時の全光束に対しての比率で30%以下で設定されているものとする。

4. 制御

調光制御設備の導入に当たり、以下の制御の内、一つ以上の制御を採用すること。

(1)スケジュール制御

あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。

(2)明るさセンサによる一定照度制御

明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する。

(3)在／不在調光制御

人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する。なお、調光制御にあたっては、緩やかに調光できるものとする。

※ 参考情報「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議(COP5)」の決定について

一般照明用の蛍光灯をその種類に応じて、2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されていることから、本事業においても計画的なLED照明への置き換えに努めること。

別表2 補助対象設備の基準表

4. 業務用給湯器

種別	熱源	方式	加熱能力※2	基準値※3
業務用ヒートポンプ給湯器 ※1	空気熱源	一過式	20kW以下	4.0
			20kW超	3.5

＜備考＞
※1 温水最高出口温度が65℃以上の製品で、表に示す測定条件において年間加熱効率が基準値を満たすこと。
※2（中間期：乾球温度：16℃DB 湿球温度：12℃WB）
※3 JRA4060にて規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率

種別	熱源
潜熱回収型給湯器（ガス・石油） ※1	94%以上 ※1

＜備考＞
※1 燃焼ガス中の顕熱を回収する熱交換器及び燃焼ガス中の水蒸気を持つ潜熱を回収するための熱交換器を有する装置であり、性能基準給湯熱効率（定格）が94%以上（高位発熱量基準）であること。

別表2 補助対象設備の基準表

5. 先進的な技術・建材等

本事業では脱炭素改修の実施に併せて、先進的な技術・建材等を取り入れた事業が対象となる。
以下に示す、「CO₂排出量削減効果の高い先進的な技術・建材等」と「建築物のライフサイクル全体でのCO₂排出量の低減に資する技術・建材等」の中から1つ以上導入すること。
ただし、以下の技術・建材等のうち省エネに資するものに限る。（再エネ発電設備は対象外）

(A) CO₂排出量削減効果の高い先進的な技術・建材等

＜WEBプログラム未評価技術(15項目)＞ ※空気調和・衛生工学会が公表している定義を満たすこと

CO ₂ 濃度による外気量制御	自然換気システム	空調ポンプ制御の高度化	空調ファン制御の高度化
冷却塔ファン・インバータ制御	照明のゾーニング制御	フリークーリング	デシカント空調システム
クール・ヒートレンチシステム	ハイブリッド給湯システム	地中熱利用の高度化	コージェネレーション設備の高度化
自然採光システム	超高効率変圧器	熱回収ヒートポンプ	

＜WEBプログラム未評価技術(追加8項目)＞ ※空気調和・衛生工学会が公表している定義を満たすこと

バイオマスエネルギー利用システム	下水熱等利用システム	太陽熱利用の高度化	AI 制御等による省エネシステム
高効率厨房換気システム	デマンドレスポンス(DR)	水素製造・貯蔵・利用システム	瞬間加温式自動水栓

＜その他CO₂排出量の低減に資する技術・建材等＞

LD-Tech認証製品のうち、WEBプログラム評価対象に該当する設備 ※ 公募要領「別表2補助対象設備」の1～4で定められた製品及びボイラ設備は除く ※ 業務部門で活用されることを前提とした技術等に限る（運輸・産業・家庭部門等の技術は対象外）
WEBプログラム未評価技術に該当しない制御システム
上記に該当しない先進的な技術・建材 等

(B) 建築物のライフサイクル全体でのCO₂排出量の低減に資する技術・建材等

EPD取得済建材・CFP算定済製品 (ボード類、アルミ材、鉄鋼製品 等) ※ 公募要領「別表2補助対象設備」の1～4で定められた製品は除く
省CO ₂ 型、CCU型のコンクリートの活用
上記に該当しない建築物のライフサイクル全体でのCO ₂ 排出量の低減に資する技術・建材 等

別表2 補助対象設備の基準表

エネルギー計測システム(BEMS)の計測・記録要件

以下の全てを満たすBEMSとすること。

- ① 計測・計量装置、データ保存、監視装置、分析機能は必須とする。診断装置、制御装置は任意とする。
- ② 1つのシステムで、一棟評価の場合は建物全体、一部の建物用途評価の場合は対象用途部分のエネルギー管理ができるシステムであること。
- ③ 原則、補助事業完了後、事業報告時に一棟評価の場合は建物全体、一部の建物用途評価の場合は対象用途部分のエネルギー使用量(計測・保存データ粒度30分以下を必須とする)と設備用途区分毎のエネルギー(電力・ガス・油等)使用量(計測・保存データ粒度は任意)を月単位で取りまとめ、報告できること。

なお、上記対応が困難な場合には、事前にSIIに相談すること。

- ④ SIIが用意するBEMSデータ報告サイトへの報告に対応できる仕様であること。

※ 報告の仕様は、ZEB委員会等での議論を踏まえ、環境省が提示する。

※ なお、現在想定される評価対象範囲全体及び設備用途区分毎の計測点は以下「計測項目の例」を参照すること。

【計測項目の例(1)】

一棟評価:建物全体
一部の建物用途評価:
補助対象部分
(間隔は30分以下毎、
1年間分報告必須)

計測区分毎
(間隔は30分以下。
ただし、月毎1年間分報
告必須)

個別環境計測
(間隔は30分以下。)

計測区分		機器対象例	エネルギー種別(単位)		記号	計測間隔	BEMSデータ報告サイト データ形式
購入及び 創エネルギー量	電気	受電	電力(kWh)		WHM-2	30分間	データ: 指定CSV形式 名称: Aファイル
	売電	太陽光発電	電力(kWh)		WHM-21	30分間	
	自家消費	太陽光発電	電力(kWh)		(WHM-19) - (WHM-21)	30分間	
	自家消費	コージェネレーション	電力(kWh)		WHM-20	30分間	
	ガス	空調、厨房系統	ガス(m³)		GM-1、ガス会社発信器	30分間	
空調 (電力量、ガス量、熱量、油量)	冷水機1、2	電力(kWh)	ガス(m³)	熱量(MJ)	WHM-5、GM-4.5、CM-3.4	30分間	データ: 指定CSV形式 名称: Bファイル
	冷水1次ポンプ	電力(kWh)			WHM-5	30分間	
	冷却塔ファン	電力(kWh)			WHM-5	30分間	
	冷水機冷却水ポンプ	電力(kWh)			WHM-7	30分間	
	冷水機冷却塔ファン	電力(kWh)			WHM-7	30分間	
	冷水水一次ポンプ	電力(kWh)			WHM-7	30分間	
	コージェネレーション			熱量(MJ)	TM-5、6、CM-2	30分間	
	ビル用マルチエアコン(屋外機)	電力(kWh)			WHM-7	30分間	
	ビル用マルチエアコン(屋内機)	電力(kWh)			WHM-16	30分間	
	空調機	電力(kWh)			WHM-8	30分間	
	全熱交換器	電力(kWh)			WHM-16	30分間	
	冷水二次ポンプ(搬送系)	電力(kWh)			WHM-7	30分間	
	温水二次ポンプ(搬送系)	電力(kWh)			WHM-7	30分間	
換気 (電力量)	給排気ファン	電力(kWh)			WHM-6	30分間	データ: 指定CSV形式 名称: Bファイル
	給排気ファン	電力(kWh)			WHM-9	30分間	
	換気ファン	電力(kWh)			WHM-17	30分間	
照明(電力量)	照明器具	電力(kWh)			WHM-15	30分間	データ: 指定CSV形式 名称: Bファイル
給湯 (電力量、ガス量、熱量、油量)	ヒートポンプ給湯器	電力(kWh)		熱量(MJ)	WHM-12、CM-5、TM-11,12	30分間	
	コージェネレーション			熱量(MJ)	TM-3、4、CM-1	30分間	
	給湯ポンプ等	電力(kWh)				30分間	
	太陽熱集熱器ポンプ	電力(kWh)			WHM-13	30分間	
	太陽熱集熱器			熱量(MJ)	CM-6、TM-13,14	30分間	
昇降機(電力量)	エレベータ	電力(kWh)			WHM-11	30分間	データ: 指定CSV形式 名称: Bファイル
効率化設備:コージェネ (電力量、ガス量)	コージェネレーション	電力(kWh)	ガス(m³)		WHM-3、GM-2	30分間	
効率化設備:創エネルギー (電力量)	太陽光発電	電力(kWh)			WHM-19	30分間	
	風力発電、他	電力(kWh)				30分間	
その他 (電力量)	事務機器、監視盤等制御盤	電力(kWh)				30分間	
	その他コンセント接続機器	電力(kWh)			WHM-18	30分間	
対象外 (電力量、ガス量)	厨房機器、冷蔵・冷凍設備等	電力(kWh)	ガス(m³)		GM-3、WHM-4	30分間	不要
	給排水ポンプ等	電力(kWh)			WHM-10	30分間	
環境 (任意)	外気温度	温度(℃)			TM-1	30分間	
	室内温度	温度(℃)			TM-2	30分間	
	外気湿度	相対湿度(%)			HM-1	30分間	
	室内湿度	相対湿度(%)			HM-2	30分間	
	冷水温度(往)	温度(℃)			TM-9	30分間	
	冷水温度(還)	温度(℃)			TM-10	30分間	
	温水温度(往)	温度(℃)			TM-7	30分間	
	温水温度(還)	温度(℃)			TM-8	30分間	

別表2 補助対象設備の基準表

エネルギー計測システム(BEMS)の計測・記録要件

【計測項目の例(2)】

一棟評価:建物全体
一部の建物用途評価:
補助対象部分
(間隔は30分以下毎、
1年間分報告必須)

計測区分毎
(間隔は30分以下。
ただし、月毎1年間分報
告必須)

個別環境計測
(間隔は30分以下。)

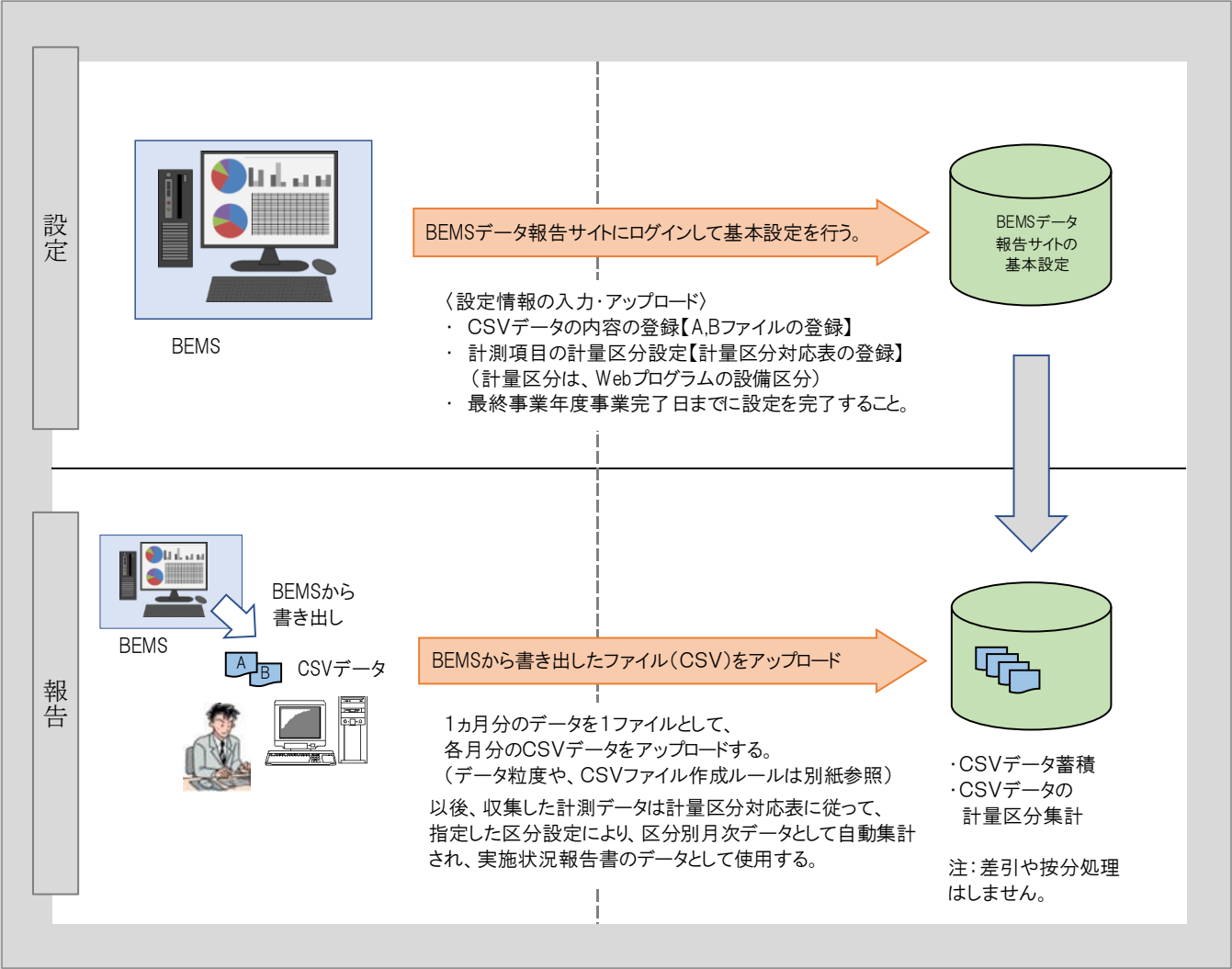
計測区分		機器対象例	エネルギー種別(単位)		記号	計測間隔	BEMSデータ 報告サイト データ形式
購入及び 創エネルギー 量	電気	受電	電力(kWh)		WHM-○	30分間	データ: 指定CSV形式 名称: Aファイル
	売電	太陽光発電	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
	自家消費	太陽光発電	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
	自家消費	コージェネレーション	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
	ガス	空調、厨房系統		ガス(m³)	GM-○、ガス会社発信器	30分間	
空調	電気式パッケージエアコン	電気式パッケージエアコン	電力(kWh)		WHM-○	30分間	データ: 指定CSV形式 名称: Bファイル
		ガスヒートポンプエアコン	電力(kWh)	ガス(m³) 熱量(MJ)	WHM-○、GM-○、CM-○	30分間	
		チリングユニット	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
		吸収式冷凍機	電力(kWh)	ガス(m³) 熱量(MJ)	WHM-○	30分間	
		ターボ冷凍機	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
	換気	換気設備	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
	照明	照明器具	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
	給湯	給湯設備	電力(kWh)	熱量(MJ)	WHM-○、CM-○、TM-○	30分間	
	昇降機	エレベータ	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
	効率化設備:コージェネ	コージェネレーション	電力(kWh)	ガス(m³)	WHM-○、GM-○	30分間	
	効率化設備:創エネルギー	太陽光発電等	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
	その他(電力量)	コンセント接続機器等	電力(kWh)		WHM-○	30分間	
	対象外(電力量、ガス量)	厨房機器等	電力(kWh)	ガス(m³)	WHM-○、GM-○	30分間	
環境(任意)		外気温度	温度(℃)		TM-○	30分間	不要
		室内温度	温度(℃)		TM-○	30分間	
		外気湿度	相対湿度(%)		HM-○	30分間	
		室内湿度	相対湿度(%)		HM-○	30分間	
		冷水温度(往)	温度(℃)		TM-○	30分間	
		冷水温度(還)	温度(℃)		TM-○	30分間	
		温水温度(往)	温度(℃)		TM-○	30分間	
		温水温度(還)	温度(℃)		TM-○	30分間	

別表2 補助対象設備の基準表

エネルギー計測システム(BEMS)データの報告要件について

事業完了後、事業報告書と併せ「BEMS装置による計測データ」をSIIへ提出すること。
※ 補助事業者のデータ提出の便宜を図るための「BEMSデータ報告サイト」を設ける予定。
補助事業者は、「BEMSデータ報告サイト」にBEMSデータ(CSVファイル)をアップロードすること。
なお、報告サイトへの提出方法詳細については、交付決定を受けた事業者へ告知する。

① BEMSデータ報告サイトを活用した報告のイメージ



別表2 補助対象設備の基準表

② BEMSデータ(CSVファイル)の仕様について

以下2種類のCSVファイルを指定の仕様に従って準備すること。

- ・Aファイル:補助対象建築物の「購入エネルギー量、創エネルギー量、売電量」の計測データ(計測粒度30分以下)
- ・Bファイル:建物内の「消費エネルギーの内訳」となる計測データ(計測粒度任意。30分以下を推奨。)

データ形式	CSV(エクセルは不可)		
ファイル単位	1ヵ月 毎にファイル作成		
ファイル種類	Aファイル	ファイル名	A-YYYYMM.csv (YYYYMM:計測対象の西暦4桁+月2桁)
		供給データ	購入電力/都市ガス/LPガス/油/地域熱供給等及び再エネの太陽光・風力、コージェネ等の発電/排熱の熱利用等(名称、配列は固定。項目名称は以下のCSV記述例を参照)
	Bファイル	ファイル名	B-YYYYMM.csv (YYYYMM:計測対象の西暦4桁+月2桁)
		消費データ	建物内設備で電気、都市ガス、LPガス、油等の消費量(負荷側)
収集周期 (粒度)	Aファイル	30分以下	全事業者必須
	Bファイル	任意定周期	全事業者、30分以下を推奨
データ配列	行	ヘッダー行	ヘッダー情報(項目名)をカンマ区切りで記述 (“計測日時”, “項目1”~“項目n”)
		データ行	計測時刻とその時刻の計測データを各行に配置 (例:MM/01/00:00~MM/31/23:50)
	列	収集時刻+各計測項目を配列 (例:“年/月/日/時刻”, “計測1”, “計測2”, “”, “”, …)	
		Aファイル	計測項目名称、配列は固定(変えないこと、対象が無くても記入すること)
Bファイル		項目名、配列は任意	
計測データ	文字	半角数字、欠測や対象項目計測なしは、「NULL」又は数字以外の半角文字、スペースも可	
	桁数	最大9ケタ程度	
	小数点	可、位置は任意	
	データ	収集周期(1,5,10,15,30、ただしAファイルは、30分以下) 毎の使用量(差分データ)	
使用文字	コード	Shift_JIS	
	区切り文字	カンマ	「, 値, 」 データの無い列は「, , 」として飛ばしてよい。
	値の囲み	ダブルクオート	「“xx.xx”」又は「, 」区切りのみでも可
	禁止文字	有り	「&」「<」「>」「”」「'」「,」 ただし、値の囲みとして 「”」 の使用は可、区切り文字としての 「,」 は可。

【AファイルのCSV記述例】

[illegible]

【BファイルのCSV記述例】

[illegible]

別表2 補助対象設備の基準表

【参考】BEMSの概要

① システム概要

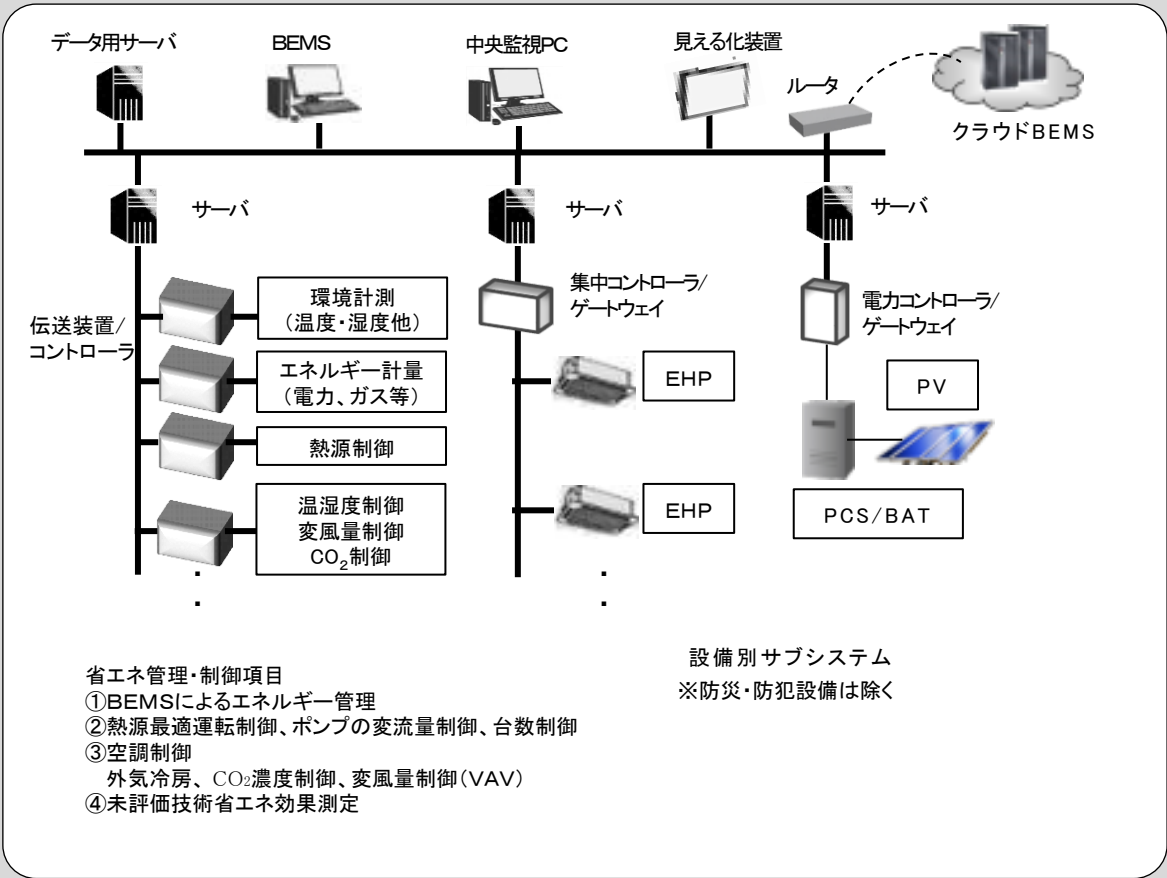
BEMSとは、業務用ビル等において、室内外環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ室内環境に応じた機器又は設備等の運転制御によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムをいう。

また、クラウドを利用し、オンサイトに比べ、より長期的かつ高度(AI等採用)なデータ処理を行うことで、事業者へ評価、分析データの提供を行い、省エネルギー活動を支援するものをいう。

② システム構成

BEMSは、計測・計量装置、制御装置、監視装置、データ保存・分析・診断装置等で構成される。

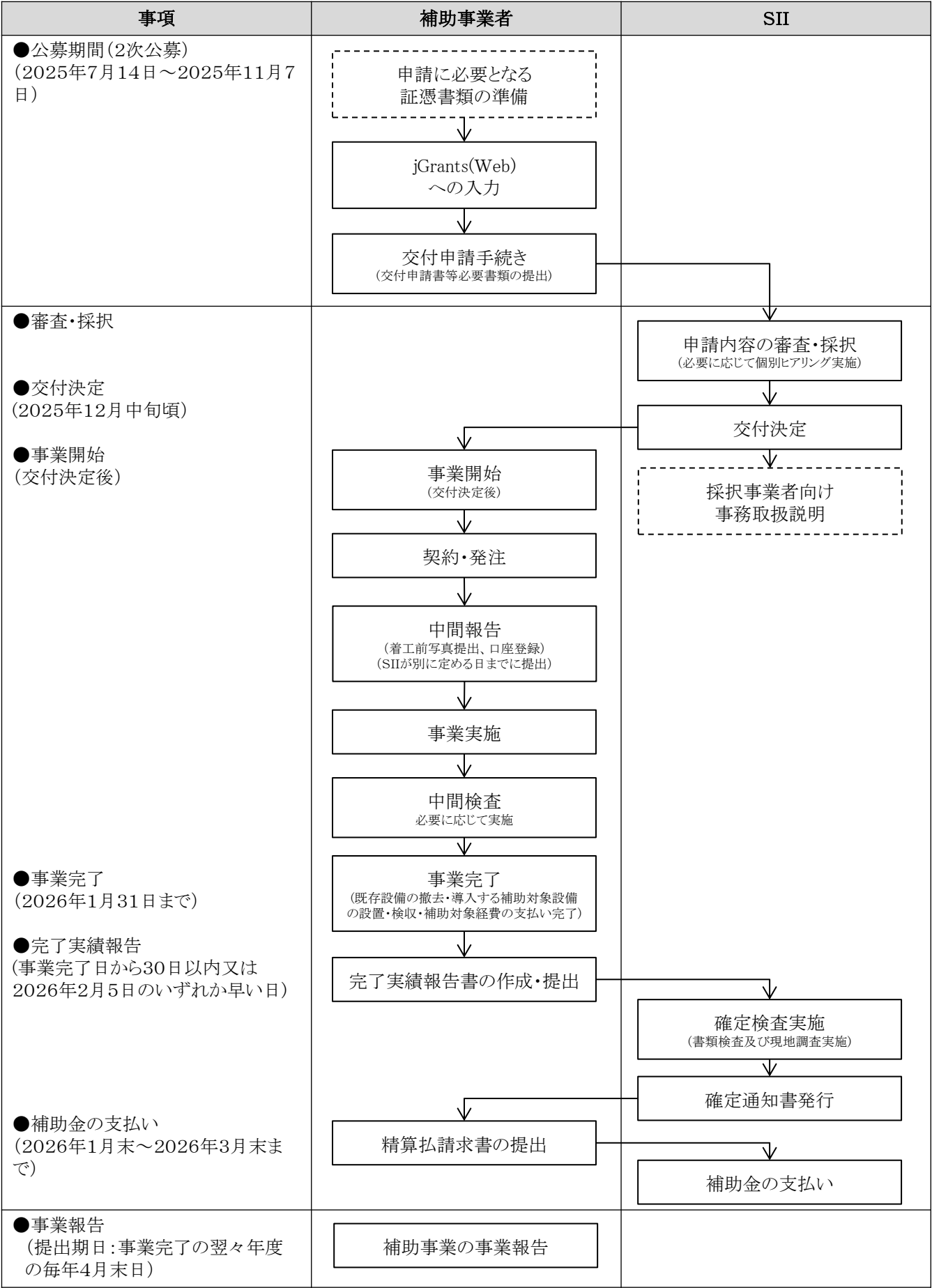
また、評価対象範囲のエネルギーを管理し、省エネルギーのための制御も行うことができる。



2. 交付申請～採択

2 交付申請～採択

1. 事業全体スケジュール



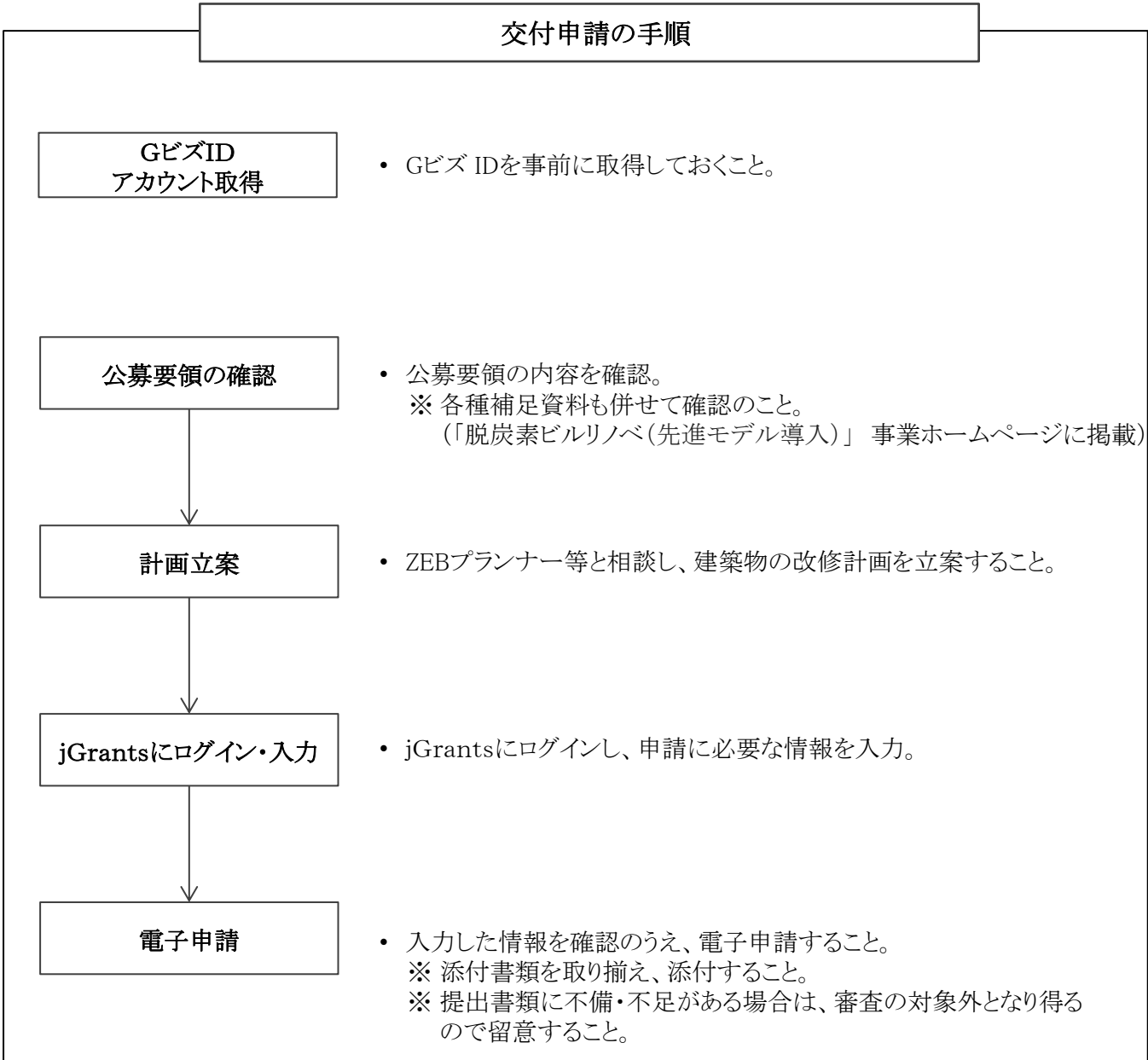
2 交付申請～採択

2. 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行う。
脱炭素ビルリノベ(先進モデル導入) 事業ホームページ(<https://bl-renos.jp/t7/>)に公募内容を掲載する。

3. 交付申請

申請者は公募要領を熟読のうえ、「交付申請の手引き」に従い、公募期間内にjGrantsへ必要事項を全て入力したうえで、添付書類の電子データをアップロードし申請すること。
jGrantsのログインに際しては、Gビズ IDプライム又はGビズ IDメンバーが必要となるので、Gビズ IDプライム(メンバー)を取得していない場合は、事前にGビズ IDプライム(メンバー)の取得申請手続きを行い取得しておくこと。
なお、GビズIDの取得が間に合わない場合は事前にSIIへ相談すること。



2 交付申請～採択

4. 交付申請時におけるエネルギー計算の流れ

交付申請時におけるエネルギー計算は、建築研究所計算支援プログラム(WEBプログラム※)で行う。

- このWEBプログラムによる計算は「モデル建物法」又は「標準入力法・主要室入力法」を使用する。
- 既に所有している設備や、他の国庫補助金と併願する設備等補助対象外の設備等、補助対象建築物に係わる全ての設備のエネルギーを算入すること。
- 交付決定を受けた際には、交付申請時の値と齟齬の無いBELS等の評価書を取得する必要があるため第三者認証機関に確認する等して、一次エネルギー削減率の値が下がらないよう注意すること。

建築研究所計算支援プログラム（WEBプログラム）による計算

(1) 外皮性能PAL*計算

(2) ① 設計一次エネルギー消費量算出

(空調、換気、照明、給湯、昇降機、
エネルギー利用効率化設備、その他)

② 基準一次エネルギー消費量算出

建物や各設備のデータを入力し、外皮性能や一次エネルギー消費量を計算する。
計算方法は建築物エネルギー消費性能基準等とする。

国立研究開発法人建築研究所
計算支援プログラム
(WEBプログラム)に
データを入力し計算する。
場合によっては、第三者認証機
関に相談すること。

jGrantsで提出

WEBプログラムで計算した結果を元に、申請書類を作成すること。
計算内容は充分確認すること。

※ WEBプログラムは、国立研究開発法人建築研究所のホームページに公開されている。

2 交付申請～採択

5. 提出書類一覧				
「●」は必須で提出。「○」は該当する場合に提出。				
書類区分	書類名称	提出 要否	指定書式/ 自由書式	備考
共通	交付申請書	●	指定書式	別紙1「実施計画書」、別紙2「経費内訳」を含む 別紙1の「CO ₂ 削減効果の算定根拠」で用いる 「CO ₂ 削減量算出シート」も添付のこと
	申請情報入力シート	●	指定書式	
会社情報	会社概要書・定款等	●	指定書式/ 自由書式	- 企業パンフレット等業務概要がわかる資料 - 定款又は寄附行為 - 個人事業主の場合は、住民票の原本
	登記事項証明書(会社・法人)	●	自由書式	発行から6か月以内のものを提出 「登記情報提供サービス」で取得した情報の提出も 可
	役員名簿	●	指定書式/ 自由書式	
	決算書	●	自由書式	- 直近3年分の損益計算書・貸借対照表を添付す ること - 個人事業主の場合は確定申告書を提出
建物情報	登記事項証明書(土地・建物)	●	自由書式	- 発行から6か月以内のもの - コピーでも可
	建物概要	●	指定書式	
	検査済証等	●	自由書式	
	建物平面図・各階平面図	●	自由書式	
	建具表	○	自由書式	断熱窓を導入する場合は提出
	建物立面図	○	自由書式	断熱窓又は断熱材を導入する場合は提出
省エネ 効果	WEBプログラム算定結果	●	-	
	見積書	●	指定書式/ 自由書式	設備費、工事費及び足場代が分かるように記載す ること
	製品型番性能証明書	○	指定書式/ 自由書式	「ガラス交換」又は「外窓交換」において、「Uw値」 で申請する場合は提出
その他	GX推進の取り組みに関する表 明	○	指定書式	CO ₂ 排出量が20万t以上の民間企業は、GX表明 又はGXリーグへ参加していることが分かる証憑
	ESCO契約書(案) ESCOサービス料計算書	○	自由書式	ESCOを活用する場合は提出
	リース契約内容申告書 リース料金計算書	○	指定書式	リースを活用する場合は提出
	事業実施に関連する事項	○	指定書式	「事業実施に関連する事項」に該当する事項があ る場合は提出
	工事工程表	●	自由書式	工事計画が分かるものを提出
	補助金額算出シート	●	指定書式	
	システム概念図	●	指定書式	導入する先進的な技術・建材等の詳細を記載する こと

2 交付申請～採択

6. 書類の提出方法と締切日

- jGrantsを使用して申請すること。
- ※ SIIは提出された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持する。
- ※ 申請内容に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しないので注意すること。

7. 交付決定前の変更等

申請を行った後、交付決定を受ける前に、以下の変更が生じた場合は、必ずSIIへ変更届等を提出すること。また、変更届等を提出する前にあらかじめSIIに問い合わせて指示を受けること。

変更する内容	手続書類の名称	手続き
①代表者が変わるとき	申請者情報変更届	所定書類の提出
②事業者名が変わるとき		
③住所が変わるとき		

8. 審査

SIIは、補助事業の内容等について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)。SII内に設置した有識者で構成される外部審査委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、採択事業者を決定する。

① 審査方針

< 審査項目 >

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしている。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近の決算において、少なくとも債務超過でない)と見込まれる。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金(適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)が含まれない。
- 申請書類の不備、不足、誤り等で、審査の継続が不可能であるとSIIが判断した場合は不採択とする。

2 交付申請～採択

② 評価項目以下の項目に従い評価を行う。

基礎的な審査項目	本事業の申請要件を満たしていること(8～10ページ参照)
その他の審査項目 (加点評価)	CO ₂ 1トン当たりの削減費用(円/t-CO ₂)
	CO ₂ 削減量(t-CO ₂ /年又は設備稼働期間の削減総量)
	CO ₂ 削減率(設備更新前後の比較等)
	CO ₂ 排出量削減効果の高い先進的な技術・建材等の導入による取り組み内容
	建築物のライフサイクル全体でのCO ₂ 排出量の低減に資する技術・建材等の導入による取り組み内容
	建築物の所有者たる補助事業者が「リーディングテナント行動方針」の賛同者または、同方針の賛同者がテナントとして入居実績または予定があること
	代表事業者、共同事業者のいずれかが、以下の取り組みを行っていること ・温室効果ガスの削減目標の設定 ・「デコ活」応援団へ参画 ・「デコ活」宣言の実施 ・GX率先実行宣言

③ 交付決定

SIIは採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定について通知する。(個別の問い合わせには応じられないのであらかじめ了承すること。)

交付決定を通知する際に必要な手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。交付決定後は、その説明書に従って事業を実施すること。

④ 公表

交付決定後、採択結果については事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIホームページ等に掲載(個人又は個人事業主を除く。)する。

ただし、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのある部分については、当該事業者が申し出た場合、原則公開しない。

※留意事項

- ・ 提出書類に不備・不足がある場合、SIIから不備・不足について連絡を行う。連絡を受けた申請者は、速やかに当該不備・不足を解消すること。
- ・ 当該不備等が解消されない場合、審査の対象外とすることがある。
- ・ 交付決定前に既に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は対象外となるため、設備等の契約・発注は必ず交付決定後に行うこと。
- ・ 補助事業者は、耐用年数等を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録を行ってはならない。

3. 事業の実施

3 事業の実施

1. 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に、初めて、補助事業の開始(工事等の契約、発注)が可能となる。なお、交付決定日前に契約・発注等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる。(ESCO事業の補助対象事業部分も例外ではない。)従って、補助対象となる工事等の契約・発注等を行うに当たっては、以下の点に留意する。

- ① 発注日、契約日は、SIIの交付決定日以降とする。
- ② 契約・発注形態は設備一括発注、設備区分毎の分離発注のいずれも可とする。
- ③ 補助事業全体の内容・金額が把握できるように、関連する補助対象外部分も含む契約とする。(補助対象部分のみの契約とはしない。)工事区分は適宜細分し各設備の導入費用を明確にする。

交付決定者を対象に、補助事業の遂行についての事務取扱説明書を案内するので必ず確認すること。
また、必要に応じて、交付決定後に現地調査を実施する場合がある。

2. 中間報告

補助事業者は、補助事業を開始し補助対象範囲の契約締結を行った時点でSIIへ中間報告を行うこと。
なお、SIIは必要に応じて中間検査(現地調査)を行うことがある。

3. 補助事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、速やかにSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。また、交付決定時から一次エネルギー削減率の値が下回る場合は、交付決定取消しとなる場合があるので注意すること。

4. BELS等の第三者認証取得

補助事業者はBELS等による第三者認証をSIIが指定する期日までに受け、「省エネルギー性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写しを「完了実績報告書」と併せて提出すること。

第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値より下回った場合又は本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができないので注意すること。ただし、計算方法によっては要件を満たす等、個別事業の状況を鑑みてSIIが認める場合はその限りではない。

第三者の評価による省エネルギー性能表示取得は、原則として申請時と同じ計算方法を用いること。

【参考】国土交通省ホームページ

- 国土交通省 建築物省エネ法のページ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

- 概要パンフレット

<http://www.mlit.go.jp/common/001204678.pdf>

3 事業の実施

5. ZEBリーディング・オーナー登録

改修の結果、ZEB Ready以上の性能を有する建築物となる場合、SIIが指定する期日までにZEBリーディング・オーナー登録を完了すること。

6. 補助事業の完了

以下の全てが完了した時点をもって補助事業の完了とする。

- BELS等の第三者認証取得
- 全ての補助対象工事完了及び、工事請負業者等からの補助対象工事の引渡し・受領
- 補助対象工事に関する全ての支払い完了
- ZEBリーディング・オーナー登録の完了(該当する場合に限る)
- BEMS報告サイトの設定完了

※ 期限内に上記のいずれかひとつでも完了しなかった場合は、交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

7. 完了実績報告及び確定検査(書類審査・現地調査)

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は、2026年2月5日(木)(23:59 締切)までのいずれか早い日までに、「完了実績報告書」をSIIに提出する。

- ② SIIは「完了実績報告書」の書類審査及び必要に応じて現地調査等の確定検査を行う。

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行に当たっては細心の注意を払うこと。

※ 申請どおりの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請どおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。

3 事業の実施

8. 額の確定及び補助金の支払い

SIIは「完了実績報告書」を受理した後、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者速やかに通知する。補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

※ 共同申請の場合、原則代表申請者に支払う。

9. 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときはその収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

10. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付決定後に交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した等の場合は、審査の結果にかかわらず 交付決定の修正又は取消の措置を講じることがある。

また、万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意する。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わない。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

11. 事業報告書の提出

補助事業者は、対象建築物全体の1年分のエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)について、使用量の明細及びBEMSを使用し計測されたデータをSIIが定める様式に作成し、BEMSデータと共にSIIが指定する先に提出すること。

提出期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間とする。

なお、事業完了日から当該年度の3月31日までのBEMSデータ等についても翌々年度の4月30日までに提出すること。

3 事業の実施

また、提出の際には、上記の内容に加え、下記の項目等を追加情報として同時に報告すること。（詳細については採択後に示す。）

- ① 対象建築物の稼働率（テナント契約がなく空きが生じている期間、改装等により停止している期間等を基に算出するもの。）
 - ② 対象建築物に係る追加性のある再エネ電力（PPA、自己託送等）の調達状況
 - ③ 対象建築物に係る環境価値証書（再エネ電力メニューの利用、再エネ証書、炭素クレジット等）の調達状況
- ※ ②及び③についての報告は任意とする。

12. 補助対象建築物のZEB基準の水準の省エネ性能に資する設計情報ならびに情報開示

本事業は、その趣旨に基づき、補助対象建築物のZEB基準の水準の省エネ性能の実現に資する設計情報ならびに、事業完了後の事業報告の内容について情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。

従って、補助事業者から提出されるデータ（⇒詳細は10ページ「(6)その他の要件等」参照）について、使用及び公表を行うことがある。正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取消又は返還を求めることもあるので注意すること。

4. 個人情報の取得と利用について

4 個人情報の取得と利用について

1. 個人情報の取得について

SIIは、本事業の実施のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。

SIIの個人情報保護方針は以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/privacy/>

2. 取得する情報

SIIは、本事業の実施期間に以下の情報を取得します。

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報
- ② エネルギー消費量(計画値、実績値)、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報
- ③ 製品名、型番、性能値、コスト等の設備情報
- ④ その他、本事業に必要な情報

なお、申請者等がSIIに提供する上記の情報に申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

3. 利用目的

SIIは「2.」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ① 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握
- ② 省エネルギー効果の計算・把握
- ③ SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施
- ④ その他、本事業の運営に必要な業務

4. 第三者への提供について

SIIは「2.」で取得した情報を、以下の場合及び「5.」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目等を明示し、ご本人に同意いただいたものに限りします。

- ① 法令により提供を求められた場合
- ② 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

4 個人情報の取得と利用について

5. 本事業における提供先及び提供情報について

本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに(※1)提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国	・ 本事業の効果分析 ・ その他省エネ・省CO ₂ に資する調査・研究	2. ①②③④	メール、Webストレージ	
一般	・ 交付決定事業者名(法人のみ)、事業内容、事業実施場所等の公表	事業名、事業者名(法人のみ)、事業実施場所等 ※3	事業ホームページへの掲載	
学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人等	・ 学術・研究・調査・商品/サービス開発	2. ①の住所のうち、市区町村まで、②	事業ホームページへの掲載	提供先の会社名、連絡先を取得したうえで、利用目的を明示し、同意を取得した方のみ

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う

※2 「8. 」に示す外部委託先は提供先として扱わない

※3 公開情報に直接的な個人情報は含まない

6. 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIホームページ等で省エネルギー分野における技術やサービスのさらなる向上に寄与することを目的として、「2. 」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、外部へ提供する場合があります。

提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認ください。

<https://sii.or.jp/anonymouseprocessing/index.html>

7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

8. 外部委託

SIIは「2. 」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

4 個人情報の取得と利用について

9. 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは以下の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

<相談窓口>

一般社団法人環境共創イニシアチブ

個人情報取扱管理担当

p-support@sii.or.jp

更新履歴

No.	Ver.	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	-	-	初版
2	1.1	2025/9/5	P.17,33	公募期間延長のため更新
3	1.2	2025/10/3	P.17,33	公募期間延長のため更新

【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII) 脱炭素ビルリノベ事業事務局

TEL:0120-102-912

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。